

2008年9月30日

過半数代表者選出にあたってのお願い

箕面地区教職員の皆さんへ

大阪大学箕面地区教職員組合

昨年10月の大阪大学との統合以降、旧大阪外国語大学教職員組合は大阪大学箕面地区教職員組合として箕面地区で働く教職員の労働条件を守るために活動を行ってきています。我々の組合が過半数組合であれば、就業規則の意見書や労使協定の締結は、組合と当局の間で行われるものですが、残念ながら組合の組織率は過半数に達していません。

そこで、私たちは、労基法が用意した**第二の途、「過半数代表者」**の地位を得るべく、労働行政当局の解釈（昭和63年1月1日基発1号）に基づき、組合員でない皆様も含めて**組合の委員長を労働者代表として支持することを承諾する署名**をお願いすることとし、昨年度は箕面地区の過半数の教職員から水田委員長を過半数代表とする同意書をいただき、大学当局もその有効性を認め、活動を行ってきています。また、この選出方法が有効であることは、淀川労働基準局でも確認済みです。

今年7月箕面地区教職員組合は役員改選を行い、松本健二執行委員を委員長として選出しました。そのため、今年11月以降の箕面地区過半数代表は松本健二執行委員長に交替したいと考えております。現在の水田過半数代表も、松本健二執行委員長が過半数代表に選出されれば、10月末をもって交替することを表明されています。

そこで箕面地区に働くすべての教職員の方から、同意書をいただき、松本健二執行委員長を箕面地区の過半数代表として選出したいと思います。

また、従来過半数代表の任期は定めておりませんでした。次期の過半数代表の任期は次の通り定めたいと思います。

新過半数代表者任期 2008年11月1日～2009年10月31日

全教職員の皆様に訴えます。私たち大阪大学箕面地区教職員組合とともに教職員の雇用と労働条件をまもるために、署名へのご協力を心よりお願い申し上げます。

署名は、メールボックス横の投票箱にお入れください。

労働法規に規定された過半数組合等の労使協定等における権限一覧

協定の種類

根拠法規等

貯蓄金管理協定

労基法18条。過半数労働組合または、過半数代表（過半数労働組合等）

賃金の現物給付

労基法24条。労働組合との協約

賃金控除協定

労基法24条。過半数労働組合等

最長1ヶ月単位の変形労働時間制を実施する要件としての労使協定	労基法32条の2。過半数労働組合等
フレックスタイム制を導入するための労使協定	労基法32条の3。過半数労働組合等
最長1年単位の変形労働時間制を導入・実施するための労使協定	労基法32条の4。過半数労働組合等
1週間単位の変形労働時間制を導入するための労使協定。	労基法32条の5。過半数労働組合等
休憩時間の一斉付与原則の免除のための労使協定	労基法34条2項。過半数労働組合等
時間外・休日労働協定	労基法36条。過半数労働組合等
事業場外労働についてみなし労働時間数を決定する労使協定	労基法38条の2。過半数労働組合等
専門職型の裁量労働制を導入する場合の労使協定	労基法38条の3。過半数労働組合等
計画年休制度を導入するための労使協定	労基法39条5項。過半数労働組合等
年休日の賃金を標準報酬月額で支払うことができるための労使協定	労基法39条6項。過半数労働組合等
就業規則変更、届出にあたって労働者の意見聴取と意見書添付	労基法90条。過半数労働組合等
寄宿舎規則の変更への同意	労基法95条。過半数労働組合等
安全委員会、衛生委員会の委員推薦	労衛法17条4項。過半数労働組合等
安全衛生改善計画作成にあたっての意見聴取	労衛法78条2項。過半数労働組合等
育児・介護休業できない労働者の協定	育児・介護休業法6条。過半数労働組合等
労働協約の事業所内拡張適用	労組法17条。4分の3以上。
労働協約の地域的拡張適用	労組法18条。大部分
予蓄金の保全措置＝預金保全委員会委員の推薦	賃金支払確保法施行規則第2条、過半数労働組合等
退職手当の保全措置を要しない事業主	賃金支払確保法施行規則第4条、過半数労働組合等
退職手当の保全措置を講ずべき額	賃金支払確保法施行規則第5条、過半数労働組合等